11　第一項第二号ヘに掲げる中間監査を実施した会計監査人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一　中間監査を実施した会計監査人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにあること。

二　一般に公正妥当と認められる中間監査の基準は中間監査を実施した会計監査人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること。

三　中間監査は分析的手続等（分析的手続、質問及び閲覧をいう。）を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われていること。

四　中間監査は理事長が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事長によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討していること。

五　中間監査手続の選択及び適用は中間監査を実施した会計監査人の判断によること。

六　中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見を表明するためのものではないこと。

七　継続法人の前提に関する理事長の評価について検討すること。

八　監事と適切な連携を図ること。

12　会計監査人は、重要な監査手続が実施されなかったこと等により、第一項第一号イ(2)に定める意見を表明するための基礎を得られなかった場合又は同項第二号イ(2)に定める意見を表明するための基礎を得られなかった場合には、同項の規定にかかわらず、同項第一号イ(2)又は第二号イ(2)の意見の表明をしない旨及びその理由を監査報告書又は中間監査報告書に記載しなければならない。

（内部統制監査報告書の記載事項）

第三十二条　第三十条第二項に規定する内部統制監査報告書には、次に掲げる事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、会計監査人が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。この場合において、当該内部統制監査報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、業務執行社員が、自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。ただし、指定証明又は特定証明であるときは、当該指定証明に係る指定社員又は当該特定証明に係る指定有限責任社員である業務執行社員が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。

一　内部統制監査を実施した会計監査人の意見に関する次に掲げる事項

イ　当該意見に係る内部統制監査の対象となった内部統制報告書の範囲

ロ　内部統制報告書が、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見

［新設］

13　会計監査人は、重要な監査手続が実施されなかったこと等により、第一項第一号ニに定める意見を表明するための基礎を得られなかった場合又は同項第二号ニに定める意見を表明するための基礎を得られなかった場合には、同項の規定にかかわらず、同項第一号ニ又は第二号ニの意見の表明をしない旨及びその理由を監査報告書又は中間監査報告書に記載しなければならない。

（内部統制監査報告書の記載事項）

第三十二条　第三十条第二項に規定する内部統制監査報告書には、次の各号に掲げる事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、会計監査人が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。この場合において、当該内部統制監査報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、業務執行社員が、自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。ただし、指定証明又は特定証明であるときは、当該指定証明に係る指定社員又は当該特定証明に係る指定有限責任社員である業務執行社員が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。

一　内部統制監査の対象